



# 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース第109号

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 広報部会



## 神奈川施保連講演会報告 障害者権利条約の 「総括所見」から見る我が国の課題と展望

### 《講師》石渡和実氏

(東洋英和女学院大学名誉教授)

開催日時 令和六年三月一日(日) 一三時～一六時

開催場所 横浜市社会福祉センター 8A・8B会議室

出席者 三七名

#### 【講師自己紹介】

大学では養護学校教員を目指し教育学部に入り勉強し、教諭の免許を取得した。在学中にたまたま出会った養護学校の先生が「重度障がい者は学校の教育は保障されるが、卒業後二〇〇三〇年ほどこも行き場がないというのが現実である。」と言うのを聞き、進路を変更し福祉系の仕事に入り、もう四〇年ぐらいい経過した。一九八一年の国際障がい者年の時に、埼玉県にあるリハビリテーションセンターに就職。

その後、新横浜にあるリハビリテーションセンターに移り、就労や暮らしに係わる相談を一〇年ぐらいい行った。その後、大学の教員になり、障がい者の福祉論や人権論の勉強をして三年前に定年となった。

#### 【講演内容】 障害者権利条約の制定の経緯

「障がい者抜きに障がい者のことを決めないでほしい」という多くの障がい者の声があり、ニューヨークに全世界から多くの障がい者が集まりこの条約ができ、障がい者当事者の視点でこの条約が作られた。

日本が障害者権利条約を批准してから一〇年になるが、日本がきちんと条約の考え方どおり動いているのか審査が二〇二二年八月に行われた。

その審査の結果を受けて、スイスのジュネーブにある障害者権利委員会が通信簿と言われている「総括所見(勧告)」を同年九月に日本に出した。

#### 講演の主な内容 《抜粋》 一、障害者権利条約と意思決定支援

条約第一条の目的は障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること。医学モデルから「社会モデル」に変わった。

条約第一七条「他の者との平等を基礎としてその心身がそのままの状態尊重される権利、社会モデルにも人権モデル」

障害者基本法第二三条「意思決定するのは知的が障害者自身であるが、支援者や環境との相互作用の中で本人の意思が確立していく」

本人の思い、人生の主役は本人が意思決定支援に位置づけられた。二、エンパワメントと障がい当事者の活躍

エンパワメントとは、社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現をめざしており、その人の有するハンディキャップやマイナスマス面ではなく、長所、力、強さに着目して援助すること「いいとこさがし」(寄り添う支援、伴走型支援)

インクルージョンの意義は障がいがある人も、介護が必要なお年寄りも、小さな子どもも外国籍の人も、全ての人が必要な支援を受け、地域に包み込まれ、役割をもって、生き生きと暮らすことです。

「排除」から「共生」への変遷  
触れ合うことで地域住民の意識がかわる。

三、津久井やまゆり園事件から地域共生社会の実現へ  
津久井やまゆり園事件の概要

- ・二〇一六年七月二六日二時頃事件発生、一九人死亡二七名負傷
- ・二〇一七年九月入所者一三〇名に意思決定支援チーム
- ・二〇二〇年三月一六日植松聖に死刑判決、控訴せず確定
- ・二〇二三年四月神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

「共に生きる社会を目指して」施行  
地域共生社会は「制度・分野の枠や支える側と支えられる側という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳を

もってその人らしい生活を機能させることができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指す。



写真Ⅱ 石渡和実講師

#### 【質疑応答】

Q 日本の福祉は施設やグループホームという施設を中心動いてきた。しかし本来の人間としての生き方は、家庭で見ていくという中で障がい者の位置付けでなければならぬと考える。

家庭で生活するということを基準にして、障がいの程度に応じて、どのように生活させるのかを考えていかなければいけないと思う。

A おっしゃる通りだと思います。地域により違いがあるが、確実にそういう流れはできていると思います。

津久井やまゆり園事件を契機に、障がい当事者たちが地域で生活で

きるよういろいろと動いてい  
ます。

民法の扶養義務制度（介護  
や経済的負担を家族に担わせ  
る）の改正を行う必要がある  
のではと考えます。

介護や経済的負担を家族で  
なく社会が担っていくよう実  
現していくことが、家族の人  
権も本人の人権も尊重するこ  
とになるのだという議論は出  
ている。但し、その予算や福  
祉人材の確保が必要になる。

Q 神奈川県が芹が谷やまゆ  
り園の指定管理からかながわ  
共同会を外したことに對し、  
職員が総入れ替えになるため、  
非常に恐怖感を覚えた。

いきなり他の人が90名近く  
の利用者を適切に支援できる  
はずがないと大反対しました。  
県は今までの生活を踏まえ  
たうえで、職員との関係を含  
め利用者の福祉の向上を考え  
指定管理を検討するべきであ  
る。

A おっしゃる通りだと思  
います。指定管理者制度のメリッ  
トは、継続して職員が変わら  
ず支援ができることである。  
声が出せない人たちの権利  
をどう代弁していくかをきち  
んと考える必要がある。

Q 総括所見の中で「入所施  
設への予算を地域生活支援に  
振り向けるべき」と書いてあ  
ることに反感を持った。  
政治的に言うのと内政干渉と  
の思いである。非常に苦勞し  
て子供を施設に入所した親と  
して納得できず、入所施設に



入っていることが悪いことだ  
という印象を受けている。  
権利条約は素晴らしいもの  
だと思うが、北欧などの福祉  
の先進国の状況を踏まえてい  
る部分がある。

現在入所施設が果たしてい  
る役割を踏まえ、入所施設が  
だめだというのであれば、代  
替するものを用意してほしい。  
A おっしゃる通りだと思  
います。総括所見後、地域移行  
の流れが大きくなってきたと  
思います。地域で暮らせる人  
たちが入所施設にいらるとい  
うところを、どういふふうにな  
るの思いを踏まえながら変え  
ていこうかということである。

「地域移行できる人が移行で  
きなまままでいる」というと  
ころをまず変えていく必要が  
ある。  
「入所施設を無くしてよい」  
とは決して思っていない。

総括所見の中の「障がい者が  
地域の中でその存在を認めら  
れるべきである」という部分  
が重要であると感じている。

Q 成年後見制度が2年後に  
見直されると聞いている。  
「障がい当事者が自分の考え  
で決める」とのことだが、本  
人が意思決定できない場合、  
不利益になることはないので  
しょうか。

A 本人が決められることを  
後見人が決めていいる現実に対  
しての批判が多い。後見制度  
をどう使うかは、その人に応  
じて、いろいろなパターンが  
あり、個性を尊重する流れ  
で議論されているので、本当  
に必要な人に対して切られて  
しまうことはない。後見人の  
判断に誤りがある場合は、市  
町村の社会福祉協議会等の後  
見制度を取り扱う窓口で相談  
してほしい。



石渡教授の講演を拝聴して  
神奈川県保連は知的障がい  
のある人たちが、生涯に亘つ  
て障がいのない人と同じよう  
に暮らしていける社会の実現  
を目指して活動しています。

そのため神奈川県保連では、  
毎年の活動として学習会、研  
修会あるいは交流会を計画し、  
知的障がいのある人たちが取  
り巻く制度、環境等あらゆる  
社会の状況変化を学ぶ重要な  
活動として位置付けています。  
この度の石渡教授による  
『障害者権利条約「総括所見」  
から』と題する講演は、障が  
い福祉に関わる我が国の現状  
と本人の意思確認の重要性、  
地域社会が心掛けなければな  
らない、所謂「合理的配慮」  
そして高齢化の進むなかで障  
がい者の権利を守り、適切に  
行使するための「成年後見制  
度」の在り方等々について分  
かりやすく講演していただき  
ました。

公演終了後の質疑時間には  
出席者の皆さんから様々な意  
見、質問が出され、石渡教授  
からはそれに対し、丁寧な解  
説と先生のお考えを伺い、質  
疑時間が足りないくらい盛り  
上がりを見せ、お陰様で実り  
ある講演会になりました。

石渡教授をはじめ多くの参  
加された多くの皆様に感謝申  
し上げる次第です。

令和5年3月10日  
神奈川県保連会長 大矢武久

## 障害を持つ人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川県保連では、知的障がい児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

### やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内 TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426

編集担当 広報部 細谷和実